

## まん延防止等重点措置の延長と重症化予防に向けた体制・取組の強化（令和4年1月25日）

○ 本日はまん延防止等重点措置の期間延長と、重症化予防に向けた体制・取組の強化についてご説明します。

### スライド 2

- 具体的内容として、まん延防止等重点措置の期間延長保健所業務の今後の対応方針及び、療養サポート体制のさらなる強化の3点について説明します。
- まず最初に、まん延防止等重点措置の延長についてです。

### スライド 3

- 本県の感染状況ですが、年始から続いている感染拡大は、急激な速度で上昇したものの、ここ数日の新規報告数は1,500人以下でほぼ横ばいとなっています。
- 感染拡大速度の目安の一つである、前週比は緩やかではありますが、減少傾向が見られません。
- これは、県民のみなさまの対策のおかげだと考えています。

### スライド 4

- このように、感染拡大速度は緩やかになっていますが、いまだに増加傾向にあります。
- 今後、感染を減少傾向に転換させ、医療のひっ迫を防ぐために、まん延防止等重点措置の延長を国へ要請し、本日期間の延長が決定されました。
- 期間は2月20日までです。
- なお、確保病床使用率は50%未満であるため、レベルについては2のままとなります。

### スライド 5

○ こちらは、これまでの対策の状況との比較になりますが、いまだ県内全域に感染が拡大している状況であるため、対象区域は県内全域のまま変更ありません。

### スライド 6

- ここからは、延長に伴う要請についてです。
- まず飲食店への要請内容です。これまでと同様に時短と酒の提供無し、を要請します。
- 要請対象は、県内全市町、要請期間は、2月1日から、2月20日までです。
- 協力支援金の金額や要件は、これまでと変わらず、ご覧の通りです。
- 協力支援金の早期給付につきましても、希望される方には定額30万円給付します。

○ なお、支給単価の算定基礎となる、1か月の売上高は、これまでは2020年または2021年同月としていましたが、2020年2月から新型コロナウイルス感染症の影響が表れ始めていたことを踏まえて、2019年も含め、2019年から2021年の同月のいずれかの額とします。

#### スライド 7

- 集中対策の影響を受ける県内中小事業者を幅広く支援する、県独自の「頑張る中小事業者月次支援金」について、まん延防止等重点措置の適用が延長されることから、2月についても継続して実施します。
- 支給額及び支給要件につきましては、1月と同様となっております、御覧のとおりです。

#### スライド 8

- また、「やっぱ広島じゃ割」については、国の制度改正に伴い、まん延防止等重点措置区域は利用停止することとなったため、1月21日から利用停止としております。
- なお、事業者の皆様へ予算の範囲内で、1月6日以降のキャンセル補填を実施しております。

#### スライド 9

- 延長に伴い、イベントについても、引き続き、ご覧の要請を行います。

#### スライド 10

- また、1,000㎡を超える大規模な集客施設に対しても延長に伴い、引き続き、ご覧の要請を行います。

#### スライド 11

- 県民・事業者の皆様への要請です。
- 外出については、全県で外出を半分にしてください。20時以降の外出はやめてください。他にも、出勤者数の削減や、20時以降の勤務の削減をお願いします。
- また、往来についてですが、現在は他地域においても感染が急激に拡大していることもあり、県境を越える移動は最大限、自粛してください。
- 県内の移動であっても、極力控えてください。

#### スライド 12

- また、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。マスクも正しく着用してください。
- また、体調が少しでも悪い時は、すぐに医療機関を受診してください。
- 無症状のPCRセンターについては県庁でも臨時のPCRセンターを設置したところです。PCRセンターについては、引き続き、拡充について検討を進めてまいります。

## スライド 13

- 続いて保健所業務の今後の対応方針について説明します。
- オミクロン株の感染急拡大を受け、本日から当面の間、積極的疫学調査を重点化することにより、保健所業務を合理化し、患者の重症化防止に力点を置いた取組に切り替えます。
- これまでの調査のままでは、保健所業務がひっ迫し、最も重要な患者への対応や、高齢者施設などへのクラスター対策ができなくなるおそれがあります。
- その結果、重症者が多発し、医療への大きな脅威となると考えています。
- また、感染がまん延期になれば、感染経路不明の割合が増加し、濃厚接触者や感染経路を把握して感染の連鎖を遮断する「積極的疫学調査」の意義は、限定的なものとなってしまいます。

## スライド 14

- このため、専門家会議にも諮り、積極的疫学調査を重点化することとしました。
- 具体的には
  - ・「感染源の推定」は、重症化リスクのある者が多い、又は、感染対策がとりにくい、医療機関や社会福祉施設に絞って行うこととする。
  - ・「濃厚接触者の特定・追跡」について、「同居者」に対しては、家庭内感染対策の指導を含め、保健所から、外出自粛と発症時には受診して検査を受けるよう依頼する、
  - ・同居者以外にも濃厚接触者がいる場合は、沖縄県や東京都、大阪府のように、患者本人から、外出自粛と発症時には受診して検査を受けるよう伝えてもらう、
  - ・「所属先の調査」も、医療機関や社会福祉施設に絞って行うこととし、検査や感染症医療支援チームなどの派遣により、封じ込めを行う、職場や学校とは、患者情報を共有し、接触者の発症時の受診徹底を含め、所属内での管理を依頼する、といった部分がポイントとなります。
- なお、保健所の関与が少なくなることで不安が生じないように、患者向け、濃厚接触者向け、職場・学校向けの案内を用意しており、県ホームページにも掲載します。
- また、地域の状況に応じて、重点化に濃淡が出る場合もあります。

## スライド 15

- 連日、患者の発生数が1,000人を超える中、今後も、患者調査により優先入院度を判断する業務や、自宅療養者の急変時対応に係る業務が増大すると見込んでいます。
- このため、積極的疫学調査の重点化により、縮小する部分を「重症化する患者を逃さず適切に医療につなげる業務」に振り分けるとともに、重症化リスクの高い医療機関や高齢者施設へのクラスター対策を続け、患者の重症化防止に必要な業務遂行を維持していきます。

## スライド 16

- 最後に、療養サポート体制のさらなる強化について説明します。
- 感染者の増加に伴い、自宅で療養される方の数も増加し、直近では1万人を超える方が自宅療養されています。
- 円グラフをご覧ください。例として、1月20日に公表された1,569例の患者の療養状況について整理したものを掲載しました。
- 多くの方が自宅療養であることはお分かりいただけると思いますが、同時に、入院や宿泊療養される方の割合が数日の間で変化していることも分かります。このことは、入院や宿泊療養が本当に必要な方については現在でも入院や宿泊療養していただけるということでもあります。
- こういったデータから、新型コロナウイルス感染症の治療は、入院先においてのみ行われるのではなく、外来診療の場や自宅療養中に行われるように変化していることが読み取れます。今回、そういった療養サポートの体制をさらに強化することとしました。

## スライド 17

- 診療・検査医療機関の受診をきっかけとして陽性が判明した場合でも、行政検査やPCRセンターでの検査をきっかけとして陽性が判明した場合でも、入院や宿泊療養が必要と判断された方にはそういった療養先を確保するとともに、解熱剤の処方といった必要な治療を誰もが受けられる仕組みが重要となります。
- 最近では、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬であるラゲブリオも承認され、必要と判断された患者に供給できる体制が重要となります。今回新たに、新型コロナ経口治療薬相談ダイヤルを設け、経口治療薬の適用の有無等について、患者が相談できる体制を強化しました。
- この相談ダイヤルと、従来からの
  - ・オンライン診療センター
  - ・診療・検査医療機関による再診
  - ・保健所及びフォローアップセンターによる健康観察
  - ・薬局による薬剤配送を土台として、療養場所に関わらず、適切な治療等が提供される体制を構築しています。

## スライド 18

- 先ほどのページのような体制を整備していますので、県民の皆様においては、症状が発現した場合は、地域の診療・検査医療機関を受診するようお願いいたします。
- 診療・検査医療機関では、解熱剤を始めとした症状に応じた薬を処方します。また、新型コロナウイルス感染症と診断した場合は、新型コロナ経口治療薬の処方などを行うこともあります。さらに、自宅療養となり再診が必要となった場合は、電話等で診察します。

- 広島県オンライン診療センターにおいても、自宅療養者を対象にタブレットや電話による診療を行い、必要な薬を処方します。
  - いずれにおいても、症状が重い場合は保健所と連携して、詳細検査・入院調整などを行います。薬局では、診療・検査医療機関からの処方箋により、自宅への薬剤の配送等を行います。
  - こうした地域に身近な医療体制で皆様の命を守ります。
- 次に、新たな取組であります、新型コロナ経口治療薬相談ダイヤルについて説明します。

#### スライド 19

- 経口治療薬ラゲブリオは、18歳以上で、高齢や基礎疾患といった重症化リスク因子を有する者に投与することとされており、妊婦又は妊娠している可能性のある女性を除くとされています。さらに、症状発現から5日目までの投与が望ましいとされていることから、陽性判明後から時間を置かずに投与の必要性が判断されることが重要です。
- そのため、診療・検査医療機関においてラゲブリオ処方が困難な場合やPCRセンターや行政検査で陽性が判明した場合には、ご自身がラゲブリオ投与対象に該当するか等について、一度、相談ダイヤルに電話して確認してください。
- 必要と判断されれば、オンライン診療センターによる診療の後、処方することも可能となります。
- なお、相談ダイヤルの電話番号は、新型コロナウイルス感染症の陽性を連絡する 医療機関・保健所からお知らせしますので、一般には非公開となっています。

#### スライド 20

- ここまで説明したような様々な体制ですが、県民の皆様の受診行動がまずは重要となります。
  - オミクロン株の症状については、こちらのとおりですが、発熱や咽頭痛、咳といった風邪症状がほとんどです。患者の9割はこれらの症状を訴えています。
- 積極的疫学調査の重点化に伴い、皆様方自身による体調のチェックや受診行動がこれまで以上に重要となります。

#### スライド 21

- 最後に県民の皆様、ここまで感染を抑え込むための行動をしていただき、ありがとうございます。事業者の皆様、厳しい要請にもご協力を頂き、感謝申し上げます。
- 引き続き厳しい要請をお願いすることになりますが、ここから早く減少に向かわせるため、なにより、ご自身が感染しないよう感染対策の継続と今一度の徹底をお願いいたします。
- 私からは以上です。